

規格・基準等の事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定第2条9. 1に基づくものです。〕

電波法施行規則の一部改正

下記のとおり電波法に基づく技術基準を改正する予定ですのでお知らせします。ご意見のある場合は、下記要領で理由を付して文書によりご提出下さい。

記

1 件名

電波法施行規則の一部改正について

2 対象品名

6.7MHz 帯電界結合型ワイヤレス電力伝送（WPT）システム

3 趣旨及び目的

6.7MHz 帯電界結合型 WPT システムは、物流拠点、工場等で利用される搬送用ロボット等への給電のための利用が期待されています。

本改正は、こうしたニーズ等を踏まえ、6.7MHz 帯電界結合型 WPT システムについて技術的条件の制度化を行うものです。

4 施行予定日

令和6年12月

5 意見提出先

総務省 総合通信基盤局 電波部 電波環境課

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

電話：03-5253-5905

6 意見提出期限

WTO事務局から配布された後60日間